

画期としての天平時代

三谷 芳幸

『日本史探究』の学習指導要領では、生徒に「歴史の画期」を表現させることが強く謳われている。どこに画期を見出すかは着眼点次第であるが、本稿では、古代史の重要な一画期とされる天平時代を取り上げ、その転換期としての意義を、神仏関係・儒教・律令法といった諸側面から考えてみたい。ここで天平時代というのは、年号に「天平」の2文字を含む、8世紀半ばの時期を広く指している。

「神仏習合」と天皇

①「神仏習合」については、遠日出典『八幡神と神仏習合』（講談社、2007年）、吉田一彦「奈良・平安時代の神仏融合」（『日本宗教史3 宗教の融合と分離・衝突』吉川弘文館、2020年）などを参照。近年、日本の「神仏習合」現象は、中国仏教の神仏融合思想に影響を受けていると考えられるようになり、融合現象のアジア規模での比較研究が進められつつある。また、「習合」という言葉は、中世の神道家が使った批判の用語であり、「融合」「複合」と表現する方が適当であるとの指摘もある。

②8世紀後半の例として、常陸の鹿島神宮寺、伊勢の多度神宮寺、下野の二荒山神宮寺、近江の日吉神宮寺、大和の三輪神宮寺など、9世紀の例として、山城の賀茂神宮寺、能登の気多神宮寺、大和の石上神宮寺などがある。

天平時代を大きな画期とする事象の1つに、いわゆる「神仏習合」①がある。神祇信仰と仏教が融合するこの現象は、まず8世紀前半に、地方における神宮寺の建立というかたちで顕れた。神社のかたわらに寺院を併設するもので、初期の例として、霊亀年間（715～716年）に建てられた越前国の気比神宮寺、養老年間（717～723年）に建てられた若狭国の神願寺などが知られる。神は、罪の報いで神になってしまったことに苦悩している。神の身を離れ、仏法に帰依して救済されたいと願っている。こうした「神身離脱」の思想にもとづいて、神の願いにこたえるために神宮寺は建立された。そして、仏法を尊ぶ神を喜ばせるために、神の前で経典を読み上げる神前読経がおこなわれるようになった。史料にみられる神宮寺の例は、8世紀後半ににわかに増え、9世紀に入ると、その存在はもはや当たり前ものになっている②。

一方、8世紀後半には、それまでの神身離脱の思想に加えて、「護法善神」の思想が新たに影響力をもちはじめる。神を仏法の守護者とみなす思想であり、これが堂塔鎮護の目的と結びつくことで、寺院の近くに守護神を祀る神社がつくられるようになった。いわゆる鎮守の社である。その最初の例とされるのは、造立まもない大仏の守護のために営まれた東大寺の鎮守八幡宮であり、その後、9世紀になると大安寺や薬師寺にも八幡宮が設けられるなど、鎮守社を造営する動きが中央一帯に広まったらしい。8世紀前半に地方の神宮寺造営から始まった神仏融合の現象は、8世紀後半に中央の鎮守社造営の動きを加えて全面化し、以後、9世紀にかけて急速に進展・拡大していったのである。

このような神仏融合の流れに決定的な影響を与えたのが、天平時代の天皇の動向

である。遡ること半世紀、7世紀後半の天武・持統朝に、天皇を天照大神の子孫(皇孫)と位置づける神話にもとづいて、天皇の神格化が進められた。これを受けて、律令制下の天皇は、宣命のなかで「明神」(現神)と称しているように、この世に出現した神、すなわち現人神として扱われるようになった。一方、天皇には、神を祀る最高の司祭者としての側面もあったので、天皇は「神を祀る神」という、神話的イデオロギーを究極のかたちで体現する存在となった。

もともと王権の周辺には、神と仏の接触を忌避する神仏隔離の観念があり、神である天皇と仏教との関係は外在的なものにとどまっていた。天皇は仏教を保護し、援助する存在ではあったが、あくまでも仏教の外にいる外護者としての立場を守る必要があった^③。宮中という空間も、神である天皇が神祇祭祀をおこなうべき場所とされ、藤原宮や平城宮では、仏事の実施が意図的に避けられていたらしい。ところが、あいつぐ災異を祓い除こうとした聖武天皇が、神亀年間(724~728年)に宮中で仏典を読誦させるようになり、それまでの仏事排除の原則が破られることになった。これを契機に、王権周辺にも神仏融合の動きが浸透しはじめたとみられる^④。

その後、735(天平7)年から737年にかけての天然痘の大流行を受けて、国家安寧をより切実に求めるようになった聖武天皇は、護国経典(金光明最勝王経)を大極殿で大規模に講説させたり(天平9年10月)、同経にもとづいて国分寺建立を命令したりする(天平13年2月)など、仏教への傾倒をさらに強めていく。そして、そのような一連の歩みの頂点をなしたのが、東大寺の大仏造立と聖武自身の出家である。

聖武天皇は、749(天平勝宝元)年に出家し、未熟な修行者を意味する「沙弥」を名乗った。天皇位についた人物の史上初めての出家である。同年2月には陸奥国で黄金が発見され、完成間近の大仏に鍍金をほどこせる見通しが立った。この慶事を大仏に報告するため、4月1日、聖武は東大寺に行幸した。そこで聖武は、大仏に北面して「三宝の奴と仕へ奉る天皇」と自称し、仏に臣従する仏弟子としての立場を明らかにした。現人神である天皇自身が、仏道修行者になったことを公に宣言したのである。こうして、神みずからが出家し、仏道に仕える身になったことは、神と仏との関係に重大な影響をおよぼしたに違いない^⑤。外在的な関係にあった神と仏は、天皇という存在者を介して、内在的に結ばれあう関係になったのである。まさに、天皇本人が身をもって、神仏融合を実践してみせたものといえよう。この聖武の行動によって、神仏融合は王権レベルで容認されたものとなり、格段に深化した現象として、その動きを加速させることになったと考えられる。

ただし聖武は、出家者が天皇であり続けることはできないと考えていたようで、出家した749(天平勝宝元)年の7月に正式に譲位した。神仏融合の流れは、孝謙天皇の時代に引き継がれ、同年12月の宇佐八幡神の上京によって、さらに拡大していくことになる。豊前国の宇佐八幡神は、藤原広嗣の乱に際する祈願などで中央権力と結びつき、東大寺の大仏造立に際しても、神々を率いて事業を成功させるという支援の託宣を発していた。その八幡神が、新たに託宣を発して平城京に入京し、同行した女性禰宜の東大寺参拝というかたちで、大仏の完成を見届けたのである。この一大イベントは、中央の仏と地方の神をじかにつなぎ、国家レベルでの神仏融合

③ 本郷真紹『律令国家仏教の研究』(法蔵館、2005年)所収の諸論文を参照。

④ 鈴木景二『律令国家と神祇・仏教』(『岩波講座日本歴史3 古代3』岩波書店、2014年)。

⑤ 東野治之『現人神の出家』(『大和古寺の研究』塙書房、2011年、初出1997年)。

を天下に知らしめた点で、大きな意味をもったであろう。

孝謙天皇は、758(天平宝字2)年に退位して太上天皇となるが、僧道鏡の扱いをめぐる淳仁天皇と対立したのを機に、出家して尼となった。762(天平宝字6)年6月には、神事の権限を天皇である淳仁に委ねる一方、国政の最高権限は太上天皇である孝謙自身が握ることを宣言した。ところが、764(天平宝字8)年9月の藤原仲麻呂の乱を受けて、淳仁天皇が廃されることになり、同年10月、孝謙太上天皇は尼のまま、称徳天皇として重祚した。出家者が天皇になるという前代未聞の事態であり、これによって、仏門に帰した人間が、最高の司祭者として神事にたずさわらねばならないという、倒錯した状況が生まれた。

765(天平神護元)年11月、最大の神事である大嘗祭に際し、称徳天皇はこの状況を正当化しようとする宣命を発した。仏典に護法善神が説かれていることを根拠に、出家者が神事に供奉することは差し支えないと説明したのである。聖武天皇は、神でありながら出家したが、出家すれば天皇ではいられないと考えていた。それに対して称徳天皇は、出家していながら天皇となって神事をつかさどることを可能にした。称徳は、聖武の限界を乗り越えつつ、聖武とは逆の方向から神仏融合を実践したといえよう。ここに、王権レベルでの神仏融合は決定的なものとなり、国家公認の現象として、融合の動きは全面的に開花することになる。

前近代の日本社会を宗教的に特徴づける「神仏習合」は、聖武朝・称徳朝^⑥を中心とする天平時代を画期として、劇的に進展したのであった。

儒教の浸透

天平時代は、官人社会への儒教の浸透という点でも、大きな画期となっている。日本における儒教の受容は、7世紀後半から本格化し、朝廷内の身分秩序を維持するための「礼」(社会規範としての礼儀)の規則が整備されてきたが、そうした流れに新たな段階をもたらす2つの命令が、天平宝字年間(757~764年)に出されているのである。いずれも儒教の書物を学ばせようとする命令で、受容のレベルを大幅に深化させることになったとみられる^⑦。

1つは、757(天平宝字元)年4月の勅で、『孝経』を家ごとに所蔵し、その読習につとめることを命じたものである。『孝経』は、父母に仕える「孝」の意義を説いたもので、『論語』とともに、大学の学生が学ぶべき必修の経書とされていた。父母への「孝」は君主への「忠」に通じるという忠孝一致の観念があり、「孝」の徳目は、天皇に仕える官人必須の素養として、とくに重視されていたのである。天平宝字元年勅は、大学のテキストという枠をこえ、家々に『孝経』を流布させることで、「孝」の徳目を広く官人社会に浸透させることをめざしたものだらう。

もう1つは、759(天平宝字3)年6月に出された『維城典訓』の読習命令である。『維城典訓』は、則天武后が編纂させた為政者のための訓戒書で、現在では散逸していて詳細不明だが、儒書を引用しながら教訓を述べる形式の、儒教を基調とした書物であったらしい。命令では、この『維城典訓』を読み習い、仁・義・礼・智・信という五常の徳目をおさめている人間を、官司からの推挙にもとづき、昇進させるとし

⑥ 聖武と称徳(孝謙)の事績については、寺崎保広『日本史リブレット人7 聖武天皇』(山川出版社、2020年)、勝浦令子『孝謙・称徳天皇』(ミネルヴァ書房、2014年)を参照。

⑦ 以下、天平時代の儒教政策については、山下洋平「律令国家における儒教政策の変遷」(『史淵』155号、2018年)を参照。

ている。そして、今後はそのような人間でなければ、書記官(史生)以上に任命しないと述べ、『維城典訓』の読習を官人任用の条件にしている。官人たちに儒教の倫理を深く学ばせ、国政従事者としての心得を植えつけようとしたのである。

このように天平宝字年間には、書物の学習を通じて、官人たちに儒教倫理を修得させようとする政策がとられている。藤原仲麻呂が専権を確立していた時期であり、彼の意向を強く反映した措置なのであろう。仲麻呂といえ、則天武后や玄宗の先例を模して、唐風政策を推し進めたことで知られている^⑧。そのような仲麻呂政権の強い中国志向のなかで、儒教的な規範がそれまで以上に重視されるようになり、官人たちへの倫理的教化が徹底されたということだろう。官人層における儒教倫理の内面化という点で、仲麻呂時代はきわめて大きな画期になったと考えられる。

その後、儒教の規範は官人社会に定着していき、9世紀前半に1つのレジームを形成する。政治の面では、儒教的素養を身につけた文人貴族が台頭し、地方でも徳治主義を実践する良吏が活躍するようになる。文化の面でも、儒教思想の一環である文章経国思想が高揚し、『凌雲集』『文華秀麗集』『経国集』が勅撰漢詩集として編まれるにいたる。9世紀前半には、天平時代を起点とする流れが実を結び、儒教が官人社会を動かす基本原理として機能するようになるのである。

律令法の成熟

律令法の成熟という点からも、天平時代の画期性をみておこう^⑨。この点に関しては、官人たちの理解の深まりと、格式法典の整備がポイントになる。もともと、日本の古代国家が手本とした唐王朝では、律・令・格・式という4種類の法典がセットとなって、律令法の体系を形成していた。皇帝が代替わりするごとに、4種類の法典を揃って編纂するのが、国家による立法のあるべき姿とされていた。ところが、法典編纂に慣れていない日本では、初めから4種類の法典をつくるのは難しく、補助法典である格式を後回しにして、基本法典である律令だけを先に編纂せざるをえなかった。そうして制定されたのが大宝律令であるが、その規定は必ずしも施行当初から十全に機能したわけではなかった^⑩。

しかし、実際の法運用が試みられるなかで、律令の内容に対する理解はしだいに深まっていく。まず、専門の律令学者である「令師」の集団が生まれ、条文に精緻な解釈をほどこすようになる^⑪。さらに、大宝律令を補正する養老律令の編纂のために、条文研究の進展が求められると、新たな律令学者の養成が、喫緊の課題として意識されるようになる。その結果、730(天平2)年になされたのが、大学における明法科(法律学科)の新設であり、これによって、国家が専門の律令学者を組織的に養成する体制が、ようやく整えられた。738(天平10)年頃には、体系的な令の注釈書である「古記」もつくられるなど、天平年間に律令学は大いに発展したとみられる。

完成したまま使われていなかった養老律令は、仲麻呂政権下の757(天平宝字元)年5月に施行された。その背景には、編纂の中心となった祖父・不比等を顕彰しようとする、仲麻呂の私的な意図があったとされる。しかし、仲麻呂の考えはそれにとどまらず、律令法の新たな段階への移行を示すという意味もあったのだろう。仲

⑧ とくに民政では、租税負担年齢の縮小や、人民の辛苦を知るための問民苦使の派遣、飢者救済のための常平倉の設置など、徳治主義的な施策をおこなったことが特徴である。こうした仲麻呂の事績については、岸俊男『藤原仲麻呂』(吉川弘文館、1969年)、木本好信『藤原仲麻呂』(ミネルヴァ書房、2011年)、仁藤敦史『藤原仲麻呂』(中央公論新社、2021年)を参照。

⑨ 律令法については、榎本淳一「東アジア世界」における日本律令制」(大津透編『律令制研究入門』名著刊行会、2011年)、同「中国の法・制度の受容」(古瀬奈津子編『古代文学と隣接語学5 律令国家の理想と現実』竹林舎、2018年)、大津透「律令法と固有法的秩序」『格式の成立と撰閱期の法』(水林彪ほか編『新体系日本史2 法社会史』山川出版社、2001年)などを参照。

⑩ 『続日本紀』によれば、制定から10年が過ぎた711(和銅4)年～712(和銅5)年になっても、実行に移された規定は少なく、官人たちはまだ律令に習熟できていない状況だったという。

⑪ 早川庄八『奈良時代前期の大学と律令学』(『日本古代官僚制の研究』岩波書店、1986年、初出1978年)。

麻呂の新律令に対する思いは強く、「説令所」という特別な組織を設けて、みづから積極的に条文解釈の確定にたずさわっている。

この養老律令の施行をふまえて出されたのが、759(天平宝字3)年6月の命令である。先にみた『維城典訓』の読習命令と同じ勅であるが、実はこの時、同書とともに「律令格式」の読習も命じられていたのである。この命令により、「律令格式」は官人必読の文献とされ、その内容に習熟していることが、官人社会で書記官以上の地位を得るための条件となった。注目されるのは、「律令」だけでなく、「格式」まで習熟の対象にしていることで、仲麻呂政権が、律・令・格・式という4種の法典の完備をめざしていたことを示唆している。読習命令と同じ日に、中納言の石川年足が、「別式」をつくって律令と併用することを建言しているように、たしかにこの時期、格式を整備しようとする機運は高まっていたのである。

こうした仲麻呂政権期の動きを受けて、桓武天皇の延暦年間(782~805年)に、格式の編纂は本格的に開始される。そして、その事業は嵯峨天皇の時代に受け継がれ、820(弘仁11)年に格10巻・式40巻の撰進として結実する。この弘仁格式のあと、格式法典は国家運営に不可欠なものとなり、清和朝の貞観格式、醍醐朝の延喜格式と、編纂が続くのである。大宝律令の制定当初は、格式が存在せず、官人たちの律令に対する理解も不十分であった。それから1世紀を経た9世紀前半に、中国と同じように律・令・格・式のすべてを備えた法体系が完成し、その内容に習熟した官人たちによる、円滑な律令法の運用が可能になった。このような律令法の成熟を明確に方向づけたところに、天平時代の画期としての意味があるといえよう。

律令国家の「文明化」

律令国家が成立した8世紀初めに、王権の権威を支えていたのは、天皇を神々のなかに位置づける神話の観念であった。また、官人たちの務めを支えていたのは、神話的な始祖以来、ウヂ(氏)の伝統を守って王権に奉仕してきたという、族姓的な自負であった。これらの点は、成立当初の律令国家のなかに、ヤマト政権以来の古い要素が色濃く残っていたことを示す。ところが、このような律令国家の姿は、8世紀半ばの天平時代を画期として、大きく転換していく。

まず、普遍的な世界宗教である仏教が、在来の神祇信仰を包摂しつつ、王権と社会に深く浸透していく。また、中国の正統思想である儒教が、官人たちに内面化され、政治規範として強く作用するようになる。さらに、律令格式が完備され、熟達した官人たちが、律令法を十分に使いこなしながら、国家を運営するようになる。8世紀初めの神話的・氏族制的イデオロギーにかわって、9世紀には仏教や儒教の論理が影響力を増し、また律令法による成熟した「法の支配」が実現するのである。この8世紀から9世紀への転換は、ヤマト政権以来の古い要素がしだいに払拭され、日本の律令国家が、隋唐的な「文明国家」に脱皮していく過程でもあった。日本社会は、天平時代を画期として「未開」から「文明」に転換していく、と評されることがある^⑫が、それは以上のような現象に関わるテーゼにほかならない。

⑫ 吉田孝『大系日本の歴史3 古代国家の歩み』(小学館、1988年)。

(みたに・よしゆき/筑波大学人文社会系准教授)